

軽井沢風越学園 学校いじめ防止基本方針

2020年4月1日策定

2023年7月1日改定

基本的な考え方

いじめは、「[いじめ防止対策推進法](#)」（以下「法」という）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈することのないよう努めることが必要である。』と補足されている。

軽井沢風越学園では、法の定義や国の基本方針に基づいて、学園の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえる。さらに、本人が否定した場合でも、本人や周辺状況等を客観的に確認した結果、いじめととらえる場合もあることとする。いじめは、一部の特別な児童・生徒だけではなく、どの児童・生徒にもあり得ることであり、加害者にもなり得る問題である。また、いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深く傷を残すもので、とりわけ、児童・生徒の尊い命が失われることは決してあつてはならない。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童・生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

本学園は、上記理念にのっとり、在籍する児童・生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

本学園の基本的な方針（以下「学園の基本方針」という）は、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、法第13条1項の規程に基づき、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめ防止基本方針の策定等

（1）いじめ防止基本方針の策定

（2）いじめ対策組織

（趣旨）

本学園では、「学校いじめ対策室」（以下「対策室」という）が学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

（構成）

校長、副校長、ウェルネス（養護担当、特別支援教育担当スタッフ）、必要に応じホームグループ担当者、授業担当者等を含める。

（設置期間）

対策室は、常設の機関とする。

（所掌事項）

対策室は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有に関すること。
- その他いじめの防止等に関すること。

第2 いじめの防止

(1) いじめの防止等への啓発活動

「いじめとは何か」・「どのようにいじめは起きるか」(インターネットを通じて行われるいじめを含む)に対する児童・生徒・保護者・スタッフの理解を深めるために、講演等の啓発活動を行う。

(2) 道徳教育等の充実

児童・生徒に対して、いじめ防止等のために、児童の道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(3) 教職員の資質向上に係る研修

教職員に対して、いじめの防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

第3 いじめの早期発見

(1) 相談体制の整備

児童・生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

(2) 定期的な調査その他必要な措置

児童・生徒に対して、いじめの早期発見のために、必要に応じて、いじめに関する個別のアンケートや事情聴取など、状況に合った形での調査を行う。

(3) 保護者との密な連絡

学園は、保護者全体がいじめを早期発見して根絶する姿勢を涵養すると共に、学校に情報提供や相談ができる信頼関係を構築するべく努める。

(4) いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

児童・生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

第4 いじめへの対処

(1) 事実の有無の確認を行うための措置 等

- 事実の有無の確認を行うための措置

- 必要に応じてアンケートの実施や聴き取り調査等により、事実の有無の確認を行うための措置（以下「調査」という）を行う。
- 園長・学校長への報告
 - 調査結果について、園長・学校長に報告する。

(2) いじめがあったことが確認された事案への措置

- いじめを受けた児童・生徒等への対応
 - いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援を行う。
 - 必要に応じて、いじめを受けた児童・生徒又はいじめを行った児童・生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。
 - 必要に応じて外部の専門機関に相談する（ほっちのロッチ等）。
- いじめを行った児童・生徒等への対応
 - いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った児童・生徒等に対する指導とその保護者への助言を行う。
 - 上記児童・生徒等に対する指導はチーム対応で行う。学校長は、いじめの内容によって一定の懲戒（謹慎又は停学等の処置）を施し、その間に当該児童・生徒等の抱える問題解決に向けて必要と思われる指導を行う
- 保護者間での情報の共有等
 - いじめを受けた児童・生徒等の保護者と、いじめを行った児童・生徒等の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。
- いじめの通報者への対応
 - いじめに関する情報の提供者・通報者である児童・生徒がこのことで、新たないじめや不当な取り扱いを受けないように、情報提供者の氏名等は厳密に秘匿し、その安全を確保するように努める。
- 警察等の刑事司法機関との連携
 - いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する

(3) 重大事態への対処

- 重大事態とは園長・学校長が次のような事態を認めた場合を言う。
 - いじめにより児童・生徒等の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - いじめにより児童・生徒等が相当の期間学園を欠席することを余儀なくされている疑いが生じているとき。
- 「重大事態調査第三者委員会」の設置

(趣旨)

重大事態が生じた場合、その対処及び、事後同様の事態の発生の防止に資するため、「重大事態調査第三者委員会」(以下「第三者委員会」という。)を、学園に設置する。

(構成)

基本的に「第三者委員会」は、下記の委員で構成する。

- ・ 弁護士 1名(委員長とする)
- ・ 学識経験者(大学教員) 1名
- ・ 心理や福祉の専門家 1名

(設置期間)

第三者委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

(所掌事項)

第三者委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。

(4) いじめへの対処に係る流れ

第5 学園の基本方針の評価

対策室を中心として、全教職員により、学園の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る